○中之条町広告掲載取扱要綱

平成18年７月21日告示第88号

改正

平成20年３月25日告示第20号

平成22年３月26日告示第40号

平成24年６月22日告示第54号

令和６年３月27日告示第26号

令和７年11月28日告示第120号

中之条町広告掲載取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、中之条町（以下「町」という。）の資産及び町管理の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　町資産及び町管理資産への広告掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　広告媒体　以下に規定する資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア　町の財産及び町管理の財産

イ　町の広報印刷物

ウ　町のＷＥＢページ

エ　その他広告媒体として活用できる資産で町長が個別に定めるもの

（２）　広告掲載　広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

（広告の範囲）

第４条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

（１）　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（２）　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（３）　政治性のあるもの

（４）　宗教性のあるもの

（５） 社会問題についての主義主張

（６） 個人又は法人の名刺広告

（７） 美観風致を害するおそれがあるもの

（８） 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

（９） その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

２　前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

（広告媒体の種類）

第５条　広告掲載を行う広告媒体の種類は、広報担当課長が別に定める。

（広告の規格等）

第６条　広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに広報担当課長が別に定める。

（広告募集方法等）

第７条　広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、広報担当課長が別に定める。

（審査機関）

第８条　広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、中之条町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

２　審査会の委員長は広報担当課長とし、委員は町長が指名した者をもって充てる。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（会議）

第９条　審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

２　審査会の会議は、委員長がその議長となる。

３　審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

５　委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

６　委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第10条　審査会の庶務は、広報担当課において処理する。

（総合窓口）

第11条　広告掲載に関する総合窓口を広報担当課に置く。

（掲載の順位）

第12条　広告媒体に掲載する広告の掲載順位は、次のとおりとする。

第１順位　国、地方公共団体並びに公社、公団及び公益法人及びこれらに類するもの

第２順位　公共的性格のある私企業又は自営業のうち、町内に事業所等を有するもの

第３順位　第２順位に規定するもの以外の私企業又は自営業で、町内に事業所を有するもの

第４順位　その他私企業又は自営業等

（掲載の位置）

第13条　広告を掲載する位置は、刊行物等の発行の目的を妨げないものとする。

（掲載料）

第14条　広告掲載料は、事業所の所在地、刊行物等の種類、発行数、広告の大きさ、色数、発行経費等を勘案し、別に定める。

（広告掲載申込者の募集）

第15条　実施機関は、募集する刊行物等の仕様について別に定めるものとする。

２　総合窓口は、広告掲載申込者（以下「広告主」という。）を広報紙等により公募する。

３　総合窓口は、必要に応じて個別に広告の募集案内をすることができる。

第16条　削除

（掲載の申込）

第17条　広告主は、中之条町広告掲載申込書（別記様式第１号（以下、「申込書」という。））により総合窓口を通して実施機関に申し込むものとする。

（掲載の決定等）

第18条　実施機関は、前条の申込書を受け付けたときは、広告審査会の開催を総合窓口に要請するものとする。

２　実施機関は、前項の審査の結果、第４条に規定する広告と認められるもので、第12条の掲載順位を同じにする広告申込が、募集した広告掲載件数を超えたときは、刊行物等に掲載する広告を抽選により決定する。

３　実施機関は、前２項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を中之条町広告掲載決定通知（別記様式第２号）又は中之条町広告非掲載決定通知（別記様式第３号）により申込者に通知するものとする。

（版下原稿の提出）

第19条　広告掲載の決定を受けた広告主は、実施機関の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに掲載しようとする広告の版下原稿を実施機関に提出するものとする。

２　提出する版下原稿は、実施機関の指定する仕様とする。

３　前項の版下原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載料の納付）

第20条　広告主は、掲載料を納付しなければならない。

２　前項の掲載料は、第18条の規定による掲載の決定後、指定期日までに一括前納するものとする。ただし、実施機関が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告掲載料の不還付）

第21条　既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告の掲載ができない場合はこの限りでない。

２　前項ただし書の規定により既納の広告掲載料の還付を行う場合は、登録口座に別に定める指定期日に振り込むものとする。

（広告掲載の取消）

第22条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（１）　広告が編集・発行上支障となるとき。

（２）　広告掲載料を指定期日までに納入しなかったとき。

（３）　版下原稿を指定期日までに提出しなかったとき。

（４）　前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めたとき。

２　実施機関は、前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告主に対し、中之条町広告掲載決定取消通知（別記様式第４号）を送付するものとする。

（広告主の責任）

第23条　広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（その他）

第24条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成18年７月21日から施行する。

附　則（平成20年３月25日告示第20号）

この告示は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月26日告示第40号）

この告示は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年６月22日告示第54号）

この告示は、平成24年７月１日から施行する。

附　則（令和６年３月27日告示第26号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年11月28日告示第120号）

この告示は、令和７年12月１日から施行する。

別記様式第１号（第17条関係）

中之条町広告掲載申込書

年　　月　　日

中之条町長　　様

申込者

住所（所在地）

氏名（名称、代表者）

担当者氏名

中之条町広告掲載取扱要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。
なお、申込にあたっては、中之条町広告掲載取扱要綱を遵守します。

記

１　広告掲載希望媒体の種類等

種　　類　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

掲載期間　＿＿＿＿年　　月　　日～　　年　　月　　日＿＿＿＿

（Webページ広告の場合のみ記入）

リンク先URL　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　広告内容

（具体的に記載し、見本を一部添付してください。）

別記様式第２号（第18条関係）

中之条町広告掲載決定通知

年　　月　　日

様

中之条町長

年　　月　　日付けで申込のありました広告掲載について、掲載の決定をしたので、中之条町広告掲載取扱要綱第18条第３項の規定に基づき、通知します。

記

1　広告媒体の種類等

種　　類　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

掲載期間　＿＿＿＿年　　月　　日～　　年　　月　　日＿＿＿＿

2　広告内容

3　掲載料　＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　納付期限　　年　　月　　日

5　その他

条件

別記様式第３号（第18条関係）

中之条町広告非掲載決定通知

年　　月　　日

様

中之条町長

年　　月　　日付けで申込のありました広告掲載について、非掲載の決定をしたので、中之条町広告掲載取扱要綱第18条第３項の規定に基づき、通知します。

記

１　広告媒体の種類等

２　広告内容

３　掲載しない理由

４　その他

別記様式第４号（第22条関係）

中之条町広告掲載決定取消通知

年　　月　　日

様

中之条町長

年　　月　　日付けで決定しました広告掲載について、掲載の取消を決定したので、中之条町広告掲載取扱要綱第22条第２項の規定に基づき、通知します。

記

１　広告媒体の種類等

２　広告内容

３　取消の理由

４　その他